

穀類、豆類及び野菜の規格基準  
(昭和 34 年厚生省告示第 370 号 抄)

○ 食品、添加物等の規格基準

第 1 食品

A～C (略)

D 各条

○ 穀類、豆類及び野菜

1 穀類及び豆類の成分規格

次の表の第 1 欄に掲げる穀類又は豆類は、同表第 2 欄に掲げる物をそれぞれ同表第 3 欄に定める量を超えて（ただし、同表第 2 欄に掲げるカドミウム及びその化合物にあっては同表第 3 欄に定める量以上）含有するものであってはならない。この場合において、同表の第 2 欄に掲げる物について同表の第 3 欄に「不検出」と定めているときは、次の 2 に規定する試験法によって試験した場合に、その物が検出されるものであってはならない。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
米	カドミウム及びその化合物	Cd として 1.0ppm
大豆	シアン化合物	不検出
小豆類	シアン化合物	不検出（ただし、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆及びライマ豆にあっては HCN として 500ppm）
えんどう	シアン化合物	不検出
そら豆	シアン化合物	不検出
らっかせい	シアン化合物	不検出
その他の豆類	シアン化合物	不検出

2 穀類及び豆類の成分規格の試験法

(1) 検体

食 品	検 体
米	玄米
えんどう、小豆類、そら豆及び大豆	豆
らっかせい	殻を除去したもの
その他の豆類	豆

(2) カドミウム試験法

(2) カドミウム試験法

カドミウムの定量法は、1. に示す原子吸光法による。ただし、2. に示すジチゾン・クロロホルム法によることができる。

1. 原子吸光法

(略)

2. ジチゾン・クロロホルム法

(略)

(3) シアン化合物試験法

(略)

(4) (2) 及び (3) に掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法